

郡山市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年10月21日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第55号

郡山市医療法施行細則の一部を改正する規則
郡山市医療法施行細則（平成9年郡山市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（申請書等の様式） 第2条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める様式によるものとする。 (1)～(24)（略） (25) <u>省令第27条の3第1項又は第28条第1項の届出書 診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届</u>（第19号様式） (26) <u>省令第27条第3項、第27条の3第2項又は第28条第2項の届出書 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届</u>（第20号様式） (27) <u>省令第29条第1項又は第2項の届出書</u>（省令第24条第10号又は第11号に該当する場合に限る。）<u> 診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出事項の変更届</u>（第21号様式） (28) <u>省令第29条第1項又は第3項の届出書</u>（<u>省令第24条第12号から第13号までに</u>該当する場合に限る。）<u> 診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照</u>	（申請書等の様式） 第2条 次の各号に掲げる申請書等は、当該各号に定める様式によるものとする。 (1)～(24)（略） (25) 省令第28条第1項の届出書 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届（第19号様式） (26) 省令第27条第3項又は省令第28条第2項の届出書 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届（第20号様式） (27) 省令第29条第1項又は第2項の届出書（省令第24条第10号又は第11号に該当する場合に限る。） 診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）備付届出事項の変更届（第21号様式） (28) 省令第29条第1項又は第3項の届出書（<u>省令第24条第12号又は第13号に</u>該当する場合に限る。） 診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装

射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届（第22号様式） (29) 省令第29条第3項の届出書（省令第30条の24各号に掲げる措置の概要を記載するものに限る。） 診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届（第23号様式）	置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）廃止届（第22号様式） (29) 省令第29条第3項の届出書（省令第30条の24各号に掲げる措置の概要を記載するものに限る。） 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届（第23号様式）
---	---

第1号様式、第3号様式、第4号様式の2及び第5号様式中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第14号様式中「しゃへい」を「遮蔽」に、「しゃへいする」を「遮蔽する」に、「一次防護しゃへい体」を「一次防護遮蔽体」に、「しゃへい物」を「遮蔽物」に改める。

第16号様式及び第17号様式中「しゃへい材料」を「遮蔽材料」に、「しゃへい物」を「遮蔽物」に改める。

第19号様式及び第20号様式を次のように改める。

年 月 日

郡山市保健所長

管理者 住 所

氏 名

診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素 備付届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

診療用放射性同位元素使用器具
下記のとおり、診療用放射性同位元素を備えるので届け出ます。
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

記

1 病院又は診療所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	電話番号

2 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）に関する事項

種類	
形状	
年間使用予定数量	ベクレル (Bq)
最大貯蔵予定数量	ベクレル (Bq)
1 日最大使用予定数量	ベクレル (Bq)
3 月間最大使用予定数量	ベクレル (Bq)

3 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を使用する医師又は歯科医師

氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴（免許登録番号及び登録年月日）

4 予定使用開始時期

年 月 日

5 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使用の場所		使用室・治療病室・その他（ ）					
管理室		有・無					
使用室等の区画	専用便所	有・無					
	処置室	有・無					
	準備室	有・無					
	測定室	有・無					
	診療室	有・無					
	待機室	有・無					
	治療病室	有・無					
建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）					
使用室の防護物の概要	区 分		天井	床	周囲の画壁等		
					壁	出入口の扉	その他の開口部
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ(センチメートル)					
	汚染のおそれのある	突起物・くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地等のすきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

	る部分の構造	平滑施工表面仕上げ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐浸透性材料の使用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性材料の使用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
出入口の数			通常口 箇所・その他(用途)				
使用室の標識			有・無				
汚染検査に必要な放射線測定器			有・無				
汚染除去用器材			有・無				
汚染除去用洗浄設備			有・無				
更衣設備			有・無				
準備室に設ける洗浄設備			有・無				
洗浄設備の排水施設への連結			有・無				
準備室に設けるフード、グローブボックス等			有・無				
フード、グローブボックス等の排気施設への連結			有・無				
使用室内の陽電子断層撮影装置の操作場所			有・無				

6 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱・その他 ()
貯蔵室又は貯蔵箱等の場所		別添図面のとおり
貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫・その他 ()
貯蔵施設の遮蔽材料		
貯蔵室の出入口の構造等	特定防火設備に該当する防火扉	有・無
	出入口の数	通常口 箇所・その他(用途)
	閉鎖設備・器具	かぎ・その他 ()
貯蔵箱等の閉鎖設備・器具		かぎ・その他 ()

貯蔵施設の標識		有・無
貯蔵容器の構造等	貯蔵容器の遮蔽材料	
	空気汚染防止措置	有・無
	液体のこぼれ防止措置	有・無
	液体の浸透防止措置	有・無
	貯蔵容器の標識	有・無
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有・無
受皿、吸収材等		有・無

7 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

空気汚染防止措置	有・無
液体のこぼれ防止措置	有・無
液体の浸透防止措置	有・無
運搬容器の標識	有・無
運搬物の種類及び数量の表示	有・無

8 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

排水設備	構造		地上式（六面体等）・その他（ 	
------	----	--	--------------------	--

	排水設備の標識		有・無
排 気 設 備	排風機の能力及び基数		立法メートル／時

		汚染検査に必要な放射線測定器	有・無
		汚染除去用器材	有・無
		洗浄設備の排水管の排水設備への連結	有・無
		汚染検査室の標識	有・無
保管廃棄設備	外部と区画された構造		有・無
	閉鎖設備		有・無
	保管廃棄容器の構造等	耐火構造の措置	有・無
		空気汚染防止措置	有・無
		排液の漏れ、浸透、腐食防止措置	有・無
		保管廃棄容器の標識	有・無
	保管廃棄設備の標識		有・無
	医療法施行規則第30条の11第1項第6号の規定による保管廃棄の実施		有・無

9 放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

建築物の構造			耐火構造・不燃材料・その他（				）
放射線治療病室の防護物の概要	区　　　　　分		天井	床	周囲の画壁等		
					壁	出入口の扉	その他の開口部
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ(センチメートル)					
	汚染のおそれのある部分の構造	突起物・くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地等のすきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工表面仕上げ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐浸透性材料の使用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
耐腐食性材料の使用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

出入口の数	通常口 箇所・その他(用途)
放射線治療病室の標識	有・無

10 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに放射線治療病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無
使用中の表示		有・無
画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有・無
貯蔵容器への貯蔵時又は運搬容器での運搬時の1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時となる措置		有・無
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	立入制限措置	有・無
	管理区域の標識	有・無
敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	入院患者の実効線量（診療により被ばくする放射線を除く。）が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
そ の 他	取扱者の被ばく防止用器具	遮蔽用器具・その他（ ）
	取扱者の被ばく測定器具	
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置する場合において、所定の研修を修了し専門の知識及び経験を有する診療放射線技師を、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事させること。	有・無
	放射線の防護を含めた安全管理体制の確立を目的とした委員会等の設置	有・無

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の図面（平面図及び側面図）を添付すること。
- 2 使用室及び貯蔵施設の図面は、その各室ごとに線源の位置、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。

- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設の図面を添付すること。
- 4 管理区域の標識等の位置を記入すること。
- 5 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置する場合にあっては、次の項目をすべて満たす医師又は歯科医師に関する当該事実を証する書類を添付すること。
 - (1) 当該病院（診療所）の常勤職員であること。
 - (2) 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。
 - (3) 核医学診断の経験を3年以上有していること。
 - (4) 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること。

年 月 日

郡山市保健所長

管理者 住 所

氏 名

診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
翌年使用予定届

下記のとおり、
物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具
診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
の翌年使用予定を届
け出ます。

記

1 病院又は診療所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	電話番号

2 翌年使用予定の放射線照射器具、放射性同位元素使用器具等に関する事項

物理的半減期が30日以下の診療用放射線照射器具	型式	
	個数	
	装備する放射性同位元素の種類	
	装備する放射性同位元素の数量 (Bq)	
診療用放射性同位元素使用器具(診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)	種類	
	形状	
	数量 (Bq)	

第21号様式及び第22号様式中「放射性同位元素装備診療機器」の次に「、診療用放射性同位元素使用器具」を加える。
第23号様式を次のように改める。

年 月 日

郡山市保健所長

管理者 住 所

氏 名

診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素 廃止後の措置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

診療用放射性同位元素使用器具
年 月 日付けをもって廃止した 診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
について、下記のとおり措置したので届け出ます。

記

1 病院又は診療所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	電話番号

2 放射性同位元素による汚染除去の概要

3 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要

備考 診療用放射性同位元素使用器具（診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市医療法施行細則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の郡山市医療法施行細則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。